江戸川区に伝わるものと高田瞽女の式目とさ
れるものを並べてみました。内容はほとんど
同じです。

「瞽女縁起」

髮女能妙音講縁起之事
式目
謹て以見るに、人王五拾弐代嵯峨天皇
謹面推以ニ、人王五十二代嵯峨天皇
第四の宮女にて相模の姫君髮女
第四ノ宮官女ニテ相模ノ姫宮瞽女
一派の元祖とならせ給ふ事、
一派ノ元祖トナラセ玉フ事、
忝も下賀茂明神、末世の盲人を
忝モ下賀茂大明神末世ノ盲人
不便に思召あって帝の御腹に
フビンニ思召、忝モ、尊ノ腹ニ
宿らせ給ひ、仮りに胎内より
ヤトラセ玉ヒ、仮ニ胎内ヨリ
御目盲て御誕生在て、父帝
御目シヒテ御誕生マシマス。父大
王・母居〔后〕、神社・仏閣に御祈誓
王母后神社仏閣ニ御祈誓
是ありといへとも、元来大願
有之トイヱトモ、本ヨリ大願
成就の種なれは、夫ともかい
成就ノ種ナレバ更ニ其甲斐
あらす、相模の姫君七歳の御時、
アラス。相模ノ姫宮七才ノ御歳、
夢中ニ紀伊国那智山如意輪
夢中ニ紀伊国那智山如意（輪脱カ）
観世音菩薩、御枕に立せ給ふ、
観音御夢枕ニ立セ玉フ、
君は末世の女人盲人の師と
君ハ末世ノ女人盲人ノ司ト
成らせ給ふへし、下賀茂王
ナラセ玉フ可キ下賀茂大明神応
家にて渡らせ給ふ諸芸を
化ニテ渡セ玉フ。諸芸ヲ
元として世渡りを民間に
本トシテ世渡リヲ民間ニ
下り営み給ふへしと、夢想を
下リイトナミツガセ玉フヘキ相友ヲ
授んとの徳により則
サヅケトノ徳ニヨリ、則
五統〔派カ〕と定メ、妙観派、柏派、播磨派、
五派ト定メ、ミヤクワンカシワ派・クニ（チ）ハリマ派・ゴゼン派・ヲミノ派・
弟子五人是より則友として
弟子五人、是ヨリ友トシテ
諸芸を励むへしと、既に
諸芸ヲハケムベシト。既ニ
御夢覚させ、父母え御物語リ、
御夢覚サセ玉ヒ、父母ニ御物語、
父帝は母御事崇の有難き
父帝母ミコト難有
徳あるとて則摂家の内、
徳有トテ、則予ニツゲノ中、
妙観派・柏派弐人の御弟子一條の
ミヤクワン・カシワ二人ノ弟子、一条
姫君、播磨の国府より国司の
姫宮播磨ノ国国府ヨリ、国司ノ
御子、下野の城主御前派と
御子、下（ツケ）野ノ城主ノ
定める事也、近江の国の城主の
姫君な〔おカ〕ことの派と申なり、
姫君ヲミノ派ト申也。
右五人の御弟子渇仰の友と
五人ノ御弟子カツコウノ友ト
して琴をかなて歌芸ひ、
シテ、コト・カナチウ（サミセン）芸
其徳により拾五歳を経て
其徳ニヒラキ、十五年ヲ経テ
中﨟と号ス官録是あり、尤
中老ト号ス。官録コレ有、尤
初心にて弟子取事内にして
初心ニテ弟子ヲトル事、内ニテ
修行に出ぬ前なれば苦し
修行ニ出サヌ前ナルハ苦シ
からす、但し中﨟より弟子
カラス。但シ中老ヨリ弟子
諸ともに修行に出る事
モロトモ、修行ニ出ル事
嵯峨天皇の御定め、院宣の徳也、
嵯峨天皇ノ御定、院宣ノ徳ナリ。
其徳により弐拾七歳を経て
其徳ニヨリ、廿七年ヲ経テ
一﨟官と号ス也、但し髮女官ニ
一老官ト号スナリ。但シ瞽女ノ官ニ
入れは賤しき家にゆかす、
入レハ賤キ家ニ行ス。
武士百姓町人は売々による
武士百姓町人ハ売買ニヨル
へき也、寺修験門徒も神
ヘシ。旦寺・修験・門徒・神
主等へは出入るへき也、若作法を
主、是ニハ出ヘキ也。若作法
背くもの是有候ハヽ、髪を切、
背ク者有ハ、髪ヲ切ハ
竹杖をあたへ、其咎の品により
竹杖ヲ預ケ、其科ノ品ニヨリ、
所を追拂ふべし、或は拾里
所ヲ追ヒ或ハ十里
弐拾里外へ追払ふべきなり、
二十里外へ流罪可有事也。
但し理立たすんば頭ら頭らの
但シ理タタヅンハ、トウトウノ
捌を得て納むへしと云々、
サバキヲ得ヲサムヘシト云云
一、信心の本尊は如意輪観世音は
院宣之事　一、信心ノ本尊如意輪観世音ハ
妙音菩薩にて渡らせ給ふ也、
妙音菩薩ニテ渡セ玉フ。
位々の徳妙音菩薩、弁才天、
故ニヨリ信心ノ徳、妙音菩薩・弁財天・
下賀茂明神常に祈るへき也、
下賀茂大明神常ニ可祈者也。
世渡リの守護神にて渡らせ
世渡守護ノ神ニテ渡セ
給ふ、愚に心得なは立所に
玉フ。ヲロソカニ心得ナハ立処ニ
御罰を蒙るへき也、
御罰可有之者也。
一、世渡リ武士所の庄屋在家ニ
一、世渡リハ武士・所ノ庄屋・名主・在家ニ
至る事嵯峨天皇御勅定にて
至ル事、嵯峨天皇ノ勅諚、
日本修行御恩徳也、全く
日本修業御恩ノ徳ナリ、
旦家の恩にあらす、故ニ謹む
べし崇むべき也、有難き
御恩徳と伝心すべき事也と
信心スベキト
云々、依て院宣の巻物如件、
云云。依テ院宣如件

式目之事
式目之事
一、仲間惣頭一﨟官四拾年にして
一、仲間惣頭一老官四十年にして
頭とすべし、尤一派之内年
頭とすべし。尤一派之内、年
高のもの無之候ハヽ、四拾年にて
高無之候ハヽ、四十年に
不足とも是を相立べし、
至らずとも可続之。
但し為頭身て一派の願を以て
尤頭たるへき身ハ、一派之頭、
吟味有之時は一流〔ママ、派カ〕の一﨟を
吟味有之時は、五派之一老も
集メ捌き致すべき也、誤て
集め、さばき可致事なり。あやまつて
壱人にて捌かば下も危き事、
一人ニテ取さばき、下々のあやうき事、
慈悲之道不審成る時は、大祖の
慈悲ス不実成則は大祖の
諸願成就ならすと心得
諸願成就ならず。
べき事也、
一、一﨟より中﨟え本文字にて
一、一老より中老エお文字ニテ
呼ぶべき事、尤初心えは片
可呼事。尤初心は片
名にて呼ぶべき也、
名にて可呼也。
一、仲間にて不行跡有之候て
一、仲間ニテ不行式有之候ハ、
年落の科有之候ハヽ、五年
年落之罪ニ有之候。五年
七年拾年、其科の品を捌キ、
七年拾年、其罪の品をさはき、
右之事ニ可取立て候事、
右の年ニ取立て（可）返事。
一、一派を背き他派え師を取候ハヽ、
一、一派を背き他派江師を取候ハ、
右之元師匠え帰り候とも、
右の師匠江帰り候共、
年数を削り帰る年より年
年数をけづり、帰り年より、年
数とすべき事也、
数をとへし。
一、弟子を取後日に定まらす
一、弟子取後日ニ定らず
して師を極め候ものゝ事、先
して師を極め候ものの事、先
約束え相返し、頼をもって
約束江相帰し、頼を以、
時宜に随ひ貰請べき事、
時の宜敷ニ随ひ、もらひ請へき事。
争ひをもって其壱人を捨
尤其あらそひ一人を捨
置候ハヽ下賀茂明神の罰
候ハヽ、賀茂大明神の神罰
有之事、
可有之事也。
一、約束の弟子をつれ、三年以上
一、約束の弟子を連れ、三年巳上
世渡り仕候ものゝ事、先約束へ
世渡仕候もの先約束口
壱ヶ年んい金壱分宛差出し
一年ニ付金壱分ツツ取出シ
可貰請事、
貰請可申事
一、嵯峨天皇髮女能の三字を改メ、
一、嵯峨天皇瞽女能の三字を改、
髮女の稼を御定め被置候事、
瞽女カせき事御定
一、妙音講会合之節、病気の
外は堅く壱人も不参成り不申候事、
一、其頭より廻状出し候ハヽ、名前
次第無滞先村へ可致順達
候事、
一、□〔隙カ〕を取年貢月数を以鐚壱貫
一、隙取の年貢、月数を以壱貫
弐百文五派の年貢、
弐百文、五派の年貢
嵯峨天皇の勅定をもって御
勅諚を以御
定メ被置候事、
定被置候事
一、師匠終り年軽キ者共は其
一、師匠終り年かろきものは、
組にて拾年同宿を極め、年
其組ニテ拾年同宿を極め、年
数積り候ハヽ、右之師匠の跡を
つもり候ハヽ、右之師匠の組を
継くべし、他流の弟子た
継へし。又ハ他派の弟子た
り共、其組遠国成時は慈悲を
りとも、其組遠方或は慈悲を
以て取立可申事、
以是を取立可申事
一、在々庄屋に一宿并に入院
一、在々所々庄屋名主ニ一宿并
祝儀稼の事、国□〔不明〕り利分の
かせきの事極実れんミんの
余りをもつて可請之事、
余り是を可請事、
私の事にあらす忝も
私の事ニあらつ、忝も
嵯峨天皇の勅定にて極之
嵯峨天皇の勅諚ニテ是を極め候事
訖んぬ、

右表て書之通、諸法度
堅相背間敷事、尤脇に
て年を越し家に不帰
候ハヽ、半年の稼を留置べ
く候事、相模の姫君五派の□〔不明〕
弟子に是を被伝置候也、□〔不明〕
此旨背く間敷候、以上、
縁起式目　終
武州忍領より河越播磨派江伝之者也

妙音菩薩弁財天賀茂明神
現当二世を救ひ給ひ、随分々
信心して、平生身持大切に
相守り、芸能せい出し、
仲間したしき附合を相
勤メ、必疑ひの心を起さす、
只一筋ニ万端ありかた
しと計りおもゐて
世渡りすへしと云々、
弘化五申年二月日
写之
須原姓
（花押）

須原義夫文書五九〇号、弘化五年（嘉永元年、一八四八）二月写
（高田市文化財調査委員会編『高田のごぜ』、グローマー『瞽女と瞽女歌の研究』史料篇より）